

令和5年度第5回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年8月10日（木）
午後 14時00分～15時15分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 11名

(会場参加)

上原 亀一 委員	赤嶺 博之 委員	大嶺 嘉昭 委員
八前 隆一 委員	山内 得信 委員	新立 弘子 委員

(Web参加)

池田 博 委員	大谷 健太郎 委員	藤田 喜久 委員
山川 彩子 委員	城間 恒浩 委員	

(事務局職員) 3名

井上 顕 (事務局長)	紫波 俊介 (主任書記)
秋田 雄一 (主任書記)	

(水産海洋技術センター研究員)

松崎 遣大

○事務局（秋田） すみません、あと会場のほうにお越しくださる予定の山内委員がまだご出席されていないようですが、定刻となりましたので、これより令和5年度第5回沖縄海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

事務局長、お願いします。

○事務局（井上） はい、皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書と議案に対す

る添付資料の合計3種類でございます。不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつものお約束事です。

携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いいたします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いいたします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日も、ウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフでお願いいたします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見がありますでしょうか。不都合がある方は、あれば画面共有して進行していきたいと思っております。なければ、画面共有しないで進行したいと思っております。

では、ただいまより令和5年度第5回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には上原会長、赤嶺委員、大嶺委員、八前委員、新立委員の5名にお越しいただいております。山内委員のほうは今現在駆けつけ中になっております。ウェブでは、池田委員、大谷委員、藤田委員、山川委員、城間委員の5名に参加していただいておりますので、委員の定数は15名に対し11名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。なお、欠席は大前委員、伊良波委員、大城委員、天方委員になります。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。

それでは上原会長、よろしくをお願いいたします。

○上原議長 はい、皆さんこんにちは。

(「こんにちは」という声多数)

○上原議長 これより第5回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日、議案は5題の提案をされておりますので、ご審議をお願いいたします。また、報告事項が1件ございますので、併せてよろしく願いをいたします。

審議に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきたいと思

います。本日の議事録署名人は、会場参加の赤嶺委員、あとウェブ参加の大谷委員のお二方をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

【第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について】

○上原議長 それでは審議に入ります。

第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（秋田） はい、事務局の秋田です、どうぞよろしくお願い致します。

第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について。

ウミガメの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づく採捕承認申請が、漁業について3件と試験研究について1件あります。これらのウミガメ採捕承認についてご審議願います。

議案書の2ページ、3ページをご覧ください。

今回、2ページのほうに採捕承認の判断基準を載せております。

今回漁業で申請があった方は、皆さん前年の採捕実績がある方になっております。ですので、上のアオウミガメの2のところをご覧ください。採捕実績がある場合、前年度の採捕実績数に10頭を加えた数を上限とする。

アカウミガメ、タイマイについては、新規申請または前年度の採捕実績がない場合、皆さん前年度採捕実績がありませんので、各々1頭を上限として承認するという考え方になります。

そして、3ページの表をご覧ください。

3ページ、横向きにして、上段のほうになります。

上段の漁業のほうを見ていきますと、宮古島漁協の佐久本さん、こちらは多良間の方です。宮古島漁協の砂川さん、それから八重山漁協の山下さんの3名について、それぞれ佐久本さんがアオウミガメ25頭とタイマイ5頭、砂川さんがアオウミガメ15頭とタイマイ1頭、山下さんがアオウミガメ2頭の申請となっており、先ほどの基準に照らし合わせると、佐久本さんの承認頭数がアオウミガメ13頭、タイマイ1頭、砂川さんが実績は前年度11頭あるんですが、申請が15頭ですので、アオウミガメ15頭とタイマイ1頭、山下さんが申請2頭で承認も2頭という形になります。

今回の申請が全て承認されますと、アオウミガメの205頭、アカウミガメの6頭、タイマイ28頭の許可枠が全て消化されることとなります。

漁業に関しては以上です。

続きまして、研究のほうが同じく3ページの下の段になります。

東京海洋大学の塩出准教授から、アオウミガメの採捕承認申請10頭が来ております。

続いて4ページが、研究に関する今の塩出准教授の採捕承認証の案でございます。

6ページが申請書で、7ページ以降が調査実施計画書になっております。計画の概要は、定置網に入ったウミガメの混獲死亡削減手法の開発ということで、定置網の上部にウミガメの息が苦しくなったときに浮上する行動を利用し、ウミガメだけが脱出できるような装置を作って、その効果を検証するというものです。

採捕したウミガメには、10ページをお開きいただくと、それぞれウミガメに装着したロガーなどの写真がありますが、加速度ロガーとか心電ロガー、それからビデオカメラを装着して、息苦しくなって脱出するまでの血中酸素濃度だったり乳酸値だったり、それからウミガメの行動なんかを確認できるようなカメラが設置されております。

このような実験によって、定置網で入網して脱出ができなくておぼれ死んでしまうウミガメの生存率を上げるということが、この研究の目的となっております。

以上、漁業3件と試験研究1件についての採捕承認申請案についてご審議をお願いします。

事務局からは以上です。

○上原議長 はい、ただいま第1号議案 ウミガメの採捕承認申請、漁業3件、試験研究1件の説明がございました。本件について何かご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いをいたします。

特にご意見、ご質疑等ないようですので、お諮りをしたいと思います。

第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について、事務局提案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 南北大東島の沿岸海域における漁業に関する委員会指示について]

○上原議長 次に、第2号議案 南北大東島の沿岸海域における漁業に関する委員会指示について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） すみません、第2号議案 南北大東島の沿岸海域における漁業に関する委員会指示について、今回直前にウェブ参加の皆さんには追加資料をお送りしたんですが、この議案に関係して、南北大東周辺海域における沿岸漁業に関する取組という資料が、直前まで調わなかったもので、追加でお送りしております。

会場の皆さん、1枚紙の資料、印鑑が2つ付いたものになるんですが、こちらをご覧になりながら議案の説明を聞いてください。

では、議案の説明については紫波主任書記からお願いします。

○事務局（紫波） 事務局の紫波です。

13ページをご覧ください。

指示の概要から説明させていただきます。

指示の概要。本指示は、南北大東島の沿岸海域における重要磯根資源を対象とした漁業を承認制として管理することで、島内漁業者の漁業を営む機会を確保し、漁場の利用に関する紛争の防止、その他漁業調整を図り、また、島外漁業者による磯根資源の乱獲の防止を目的として発動されたものです。

その3に移ります。委員会指示の更新について、主なものとしては、両村の漁業団体や漁業の実態に大きな変化はございません。

(3)にありますように、委員会指示による漁業秩序維持の効果が見られるため、今回指示更新の必要性が認められると考えております。

次のページに移ります。

主な委員会指示の改正内容につきまして、(2)のほうなんですけども、地元の要望を踏まえ、また自主規制の改正に随時対応できるようにするため、必要な改正を行います。詳細は15、16ページの新旧対照表のほうをご覧くださいだければと思っております。

この中の主な改正としては、大きな2の、潜水器漁業と刺網漁業はみなし承認を認めず、委員会指示の承認をもって漁業が行えるようにするというものです。

このうち、このみなし承認とは、操業時に操業する海域に住所を有する者は、本委員会指示の承認を受けたものとみなすということです。この内容としては、16ページの第9条のほうにみなし承認のことが記載されております。

委員会指示の承認のためには、操業区域の漁業団体の同意書が必要となることから、県としてはこの承認数の管理としては該当区域の漁業団体が行っていくものと考えております。これまで固定式刺網漁業、潜水

器漁業に関しては、県の許可を取得すればみなし承認で操業できる状態でありましたが、地元の組合より、承認を必要とする旨の要望がありましたので、改正の運びとなっております。

要望書のほうは、20ページに南大東村長と南大東漁業協同組合長連名の委員会指示の発動の要請と、21ページに北大東村と同組合の発動の要請があります。

すいません、ここでちょっと事務局からまた資料の訂正になるんですが、この20ページに関しては、ちょっと書きぶりのほうが、本来ならば北大東と統一したものを公文書として送っていただく運びになっていたんですけども、ちょっと手違いがありまして、書きぶりが異なっておるものが20ページ、入っております。内容としては21ページの内容として考えていただければと思います。

21ページのほうに、南北大東周辺海域における沿岸漁業に関する取り決めを設け、これと同等の、一番下の2行ですね、「南北大東周辺海域における沿岸漁業に関する取り決め」と同等の内容の委員会指示の発動をしていただけますよう、特段の配慮をよろしくお願い申し上げますと。

次のページにその取り決め内容がありまして、ここの3のほうに、固定式刺網漁業及び潜水器漁業の禁止とありまして、基本的に両漁業は禁止とする。ただし、操業する区域を代表する組合に操業計画を提出し、その組合が適当と認めた場合は除くということで、地元の組合の同意が必要であると要望がありますので、今回の改正の運びとなっております。

事務局からは以上です。ご審議をお願いいたします。

○上原議長 南北の村長から出たものの違いはどこ。どこが違うの。

○事務局（紫波） そうですね、一つは下から6行目に、「南北大東周辺海域における沿岸漁業規則を設けている」というふうに書いているんですが、これは南大東の20ページのほうですね、20ページのほうは「南北大東周辺海域における沿岸漁業規則を設けている」というふうに書かれているんですけども、北大東のほうでは、「南北大東周辺海域における沿岸漁業に関する取り決めを設ける」というふうになっておりまして、ちょっと文言のほうの修正がございます。

○上原議長 はい、ただいま第2号議案 南北大東に関する委員会指示について事務局より説明がございました。その中で何かご意見、ご質問等ありましたらお願いをしたいと思います。

○上原議長 はい、特にないようございますので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案 南北大東島の沿岸海域における漁業に関する委員会指示

について、事務局提案のとおり委員会指示の更新を行うということによろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原議長 はい、ありがとうございます。ご異議ないようですので、第2号議案 南北大東島の沿岸海域における漁業に関する委員会指示については、原案のとおり承認することといたします。

〔第3号議案 多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に関する委員会指示について〕

○上原議長 次に、第3号議案 多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に関する委員会指示について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） はい、議案書の23ページ以降をご覧ください。

すいません、こちらを追加の資料がございます。ウェブ会議の方に関して直前にお送りしたもので、こちらの1枚紙の、沖縄海区漁業調整委員会指示の延長要望書についてという資料になっております。こちらは多良間村から委員会指示を延長してもらうように要望した資料になります。これを受けて指示の延長を変更するもので、これの添付が漏れておりました。失礼しました。

○事務局（紫波） 事務局の紫波です。もう1点、資料の訂正なんですけども、26ページのほうの新旧対照表の削除のほうをよろしくお願ひします。こちらの新旧対照表は使いません。申し訳ありません。資料26ページの新旧対照表は削除のほうでよろしくお願ひいたします。

では、資料24ページのほうをご覧ください。

指示の概要。本指示は、多良間村の沿岸域に設定された共同第23号漁業権に関し、その免許を受けた池間漁協、宮古島漁協及び伊良部漁協に加入していない、多良間村に住所を有する漁業者の漁業を営む機会を確保し、もってこれらの者を保護することを目的として発動されたものである。

3 委員会指示の更新について。

（1）多良間村の漁業者の実態に大きな変化はない。

（2）委員会指示による漁業秩序維持の効果が見られるため、指示更新の必要性が認められる。

委員会指示の改正内容について、多良間村の漁業実態に大きな変化が見られないことから、基本的に指示の内容を変更することなく、期間延長を主な改正とする。

詳細の新旧対照表については25ページのほうとなっております。

27ページに委員会指示に基づく漁業実績が付いております。

28ページから29ページに関しては、委員会指示の案のほうを付けております。

事務局からは以上です。ご審議をお願いいたします。

○上原議長 ただいま第3号議案についての説明が終わりました。

3号議案について何かご意見、ご質問等ありましたらお願いをいたします。

特にご意見はないようでございますので、お諮りをいたしたいと思っております。第3号議案について、多良間に関する委員会指示の更新について、事務局提案のとおりご承認をいただくということによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、第3号議案については提案のとおり承認することといたします。

【第4号議案 ソデイカに関する研究情報の提供および令和5年度アンケート案について】

○上原議長 次に、第4号議案 ソデイカに関する研究情報の提供及び令和5年度アンケート案について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局(秋田) はい、第4号議案 ソデイカに関する研究情報の提供及びおよび令和5年度アンケート案について。

議案書の30ページをご覧ください。

まず初めに、今後のソデイカの委員会指示発動に向けたスケジュールについて、先日の台風6号の影響で奄美海区との意見交換会が延期になりましたので、その件を含めて事前更新したスケジュールを記載しております。

延期になった奄美海区との意見交換会は、今後8月22日、23日に開催することとなりまして、沖縄海区からは上原会長、八前委員、事務局の私の3名でお伺いすることになりました。

続いて、議案書の32ページ、33ページをご覧ください。

ここからは、ソデイカに関する研究情報の提供ということで、委員会より沖縄県水産海洋技術センター、松崎研究員に情報提供いただくよう依頼しましたので、松崎研究員のほうから、ソデイカに関する研究情報の報告をいただきたいと思います。

松崎研究員、お願いします。

○松崎研究員 はい、どうぞよろしくお願いいいたします。沖縄県水産海洋技術センターの松崎と申します。

それでは、資料の32ページに沿って、ソデイカ漁業における現在実施中の7月から11月までの禁漁期の影響について検討をいたしましたので、情報提供をさせていただきます。

まず初めに、沖縄県におけるソデイカ漁業の状況についてご説明いたします。

資料32ページの1をご覧ください。

まず、左側の棒グラフと折れ線グラフをご覧ください。こちらは平成10年から令和4年漁期にかけてのソデイカの漁獲量と生産額をそれぞれ示した図となっております。

横軸が年、縦軸に漁獲量と生産額をとっておりまして、緑色の棒グラフが漁獲量、赤い折れ線グラフが生産額をそれぞれ示しております。

まず漁獲量の特徴といたしましては、この年ごとに変動を繰り返しながら、おおむね横ばいのような漁獲量に推移をしております。一方の生産額につきましては、近年の単価の向上もございまして、過去と比べて増加をしているという傾向が見られます。

では、続いて右側の折れ線グラフをご覧ください。

こちらは平成24年漁期から令和3年漁期にかけて実施をされている標本船調査を用いたソデイカの資源量指標値の変化を示した図となっております。横軸が各漁期、縦軸が算出された資源量指標値をそれぞれ示しております。

先ほど漁獲量については変動を繰り返しているということでご説明をさせていただいたんですけれども、資源量指標値から見ますと、平成24年から緩やかに減少傾向が続いております。ただ、一方で令和2年から令和3年にかけては若干の増加傾向も見られ始めているといった状況でございます。

では、次にソデイカの生物的特徴についてご紹介させていただきます。2をご覧ください。

まず、ソデイカの生物的特徴1つ目といたしまして、成長が非常に速いことが挙げられます。ソデイカは寿命が1年しかないにもかかわらず、最大で20キロ以上にも成長する大型のイカとして知られております。

左側の折れ線グラフをご覧ください。こちらはソデイカの月齢別のツボ抜き重量を示したグラフとなっておりまして、横軸が月齢、縦軸がツボ抜き重量を示しております。

特に注目いただきたいのが、月齢6か月から9か月にかけての頃の、この勾配が非常に急になっている点なんですけれども、この時期のソデイカは、ツボ抜き重量が1か月で平均2.8キロも重くなるということで、非常に高い成長率を示しております。

次に、2つ目の特徴といたしまして、産卵ができるようになる大きさなんですけれども、こちらが外套長、ツボの長さですね、こちらで約65センチ、重量にいたしますとツボの重量が7キロ程度のものから産卵ができるようになることが知られております。

では、こういった特徴を踏まえながら、ソデイカ漁業を持続的な漁業にするために、効果的な取組について以前から検討が重ねられているところでございますが、改めてご紹介をいたします。

3の項目をご覧ください。

まず、1つ目の留意点といたしまして、産卵親イカ、ツボ抜きが7キロ以上の個体が減り過ぎないように漁獲を続けることが重要となります。2つ目なんですけれども、近年単価が向上しているということもあるんですが、サイズごとに単価を比較した場合、小型の個体というものは、大型の個体よりも単価が安くなる傾向がございます。ですから、単価が高いツボ抜き重量7キロ以上になってから漁獲をすることによって、限られた資源からより多くの収益を得ることが可能になります。

ですので、この限られた資源をなるべく高単価で販売するという点や、産卵親イカをなるべく残すという点から、7キロ以上になってから漁獲をするということが最も効率的というふうに考えております。

それでは、資料次のページお願いいたします。

33ページになります。

では、現在実施をされております6月から11月の禁漁の効果についてご紹介をしていきたいと思っております。

まず、禁漁前の漁獲状況についてご紹介をさせていただきます。左側の棒グラフは、ある漁協の平成30年漁期におけるソデイカのツボ抜き重量別個体数を示しております。横軸が各月、縦軸は個体数を示しております。

黒い色で示されている部分が5キロ未満の個体、灰色の色で示されている部分が5キロから7キロ以下の個体、白い色で示されている部分が7キロ以上の大型個体をそれぞれ示しております。

こちらのグラフで特に注目いただきたいのは、赤い丸で囲われている11月の部分になるんですけれども、こちらほかの月と比べて色が付いたバーが大きくなっていることがお分かりいただけると思っております。

こちらは11月がほかの月と比べて、7キロ以下の小型個体が獲れやすいという特徴があることを示しております。一方で、現在禁漁になっている6月をご覧いただきたいんですけども、6月はこの禁漁が始まる前から非常に漁獲量が少ない一方で、小型の個体もこのグラフからは読み取りにくいんですけども、増え始める時期になっております。

こういった特徴から、11月と6月を禁漁期として今定められているんですけども、これによって小型のイカをなるべく獲らないようにして、大型のイカを優先的に漁獲するという仕組みにつながっております。

また、先ほども申し上げたように、7キロ以上の個体というのは単価も向上する傾向がございますので、単価の向上にも一役買っているという状況でございます。

では、次の5をお願いいたします。

平成30年の実績を使って、実際に11月と6月を禁漁期にすることによって、どのような効果が得られているのかをシミュレーションいたしました。左側の棒グラフをご覧いただきたいんですけども、こちらは平成30年漁期のソデイカの漁獲量と生産額と産卵親イカ量を11月と6月を含めた禁漁期を設定した場合と、この平成30年は本来禁漁期が設定されておりましたので、実際の実績を禁漁をしていない状態として、それぞれ比較をした図となっております。

まず緑の枠で囲まれた漁獲量と生産額をご覧ください。こちら禁漁期をしていない実績と、仮に禁漁期を取り入れた場合の漁獲量をそれぞれシミュレーションしているんですけども、シミュレーションの結果、漁獲量で約0.7、生産額でマイナス0.6の減少が推定されました。

一方で、この赤枠で囲われた部分をご覧いただきたいんですが、こちらは産卵親イカ重量を示しておりますが、禁漁期を実施することによって、約10%増加を見込めるというシミュレーション結果となりました。

こういったことから、11月と6月も含めた禁漁期を設定することによって、漁獲量や生産額を大きく下げることなく、親イカ量、産卵量になりますね、こちらを大きく増加させる見込みがあるということが示されました。

この背景について、最後6でご説明をさせていただきます。

こちらは、先ほどのシミュレーションを各月ごとに分けて行ったものになります。左側の図が月別の漁獲量、右側の図が月別の生産額をそれぞれ示しております。

白い棒グラフが禁漁をしていない実際の数値を示しておりますして、灰色のグラフが禁漁期を設定してシミュレーションを行った結果となって

おります。

特に注目をいただきたい点といたしまして、漁獲量、生産額いずれも12月と1月が禁漁シミュレーションを実施した場合のほうが大きく増加していることがお分かりいただけると思います。

こちらの理由といたしまして、下の黄色い枠でお示ししているんですけども、11月小型だったイカが成長して12月や1月に漁獲されることによって、漁獲量と生産額をそれぞれ維持させているという背景が考えられます。

2つ目といたしましては、繰り返しになるんですけども、大型の個体は単価が向上いたしますので、こういった部分からも生産額というのが維持されやすくなるという特徴がございます。

説明は以上となるんですけども、こういった背景から、沖縄県水産海洋技術センターといたしましては、今後も継続して11月・6月を含めた禁漁期の設定を継続することが有効なのではないかと考えております。

説明は以上とさせていただきます。

○上原議長 はい、提供ありがとうございました。

ただいまの情報提供について、何か委員の皆様からお聞きしたいことがありましたら、これはというの、何かありませんか。

○八前委員 いいですか、会長。

○上原議長 はい、八前委員どうぞ。

○八前委員 説明ありがとうございました。11月と6月を禁漁にしたほうがいいんじゃないかという話がありましたが、これを戻すとしたら、要は戻すタイミングは、この漁獲量が全体的にどれぐらいになってきたら、もうちょっと幅を広げていいんじゃないかというところはどう思いますか。

○松崎研究員 ご指摘ありがとうございます。具体的な数値というのは、今のところ定めてはいないんですけども、ただ、やはり特に11月が影響が大きいというふうに考えているんですけども、この11月を解禁してしまうと、やはりまた小型のイカの個体漁獲というものが始まりますので、そうしますと産出される卵の量というものはまた減少をしてしまうということが予想されます。

こういった背景もありまして、この資料32ページの図2でお示している資源量指標値というものは、長らく減少を続けているのではないかとというふうに考えておまして、今後この資源量指標値がどう動いていくのかにもよるんですけども、この禁漁期を継続することによって資源量指標値が横ばいもしくは上昇していくような傾向が見られるのでし

たら、逆に引き続き取り組んでいただくことによって、漁獲量の増大を目指していくほうがよいのではないかと考えております。

○八前委員 ありがとうございます。多分漁業者にとっては、これをいつまで続けるんだという、多分ゴールが見えないのにやるのかというのと、いつまで続けるのかという、じゃ、どこまで回復したら漁期が延びるのかというところも多分疑問な点だと思うので、また引き続き情報があれば教えてください。

○松崎研究員 はい、ありがとうございます。私どもといたしましても、こういった情報をなるべく漁業者の皆さんにも共有をさせていただくことで、禁漁期間の必要性などについて普及を広めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○上原議長 ほかに。

○城間委員 よろしいでしょうか。

○上原議長 城間委員、どうぞ。

○城間委員 ちょっと説明はあったかもしれないですが、分からないことが出てきて。ツボ抜き重量というのはどういった重量なのかというのをちょっと知りたかったのと、前回の7月の委員会では、たしか市場で買い取るソデイカの重量は3キロ程度以上のものを基本的には買い取っているというお話もあったと思うんですけども、この7キロと3キロの差というのはどういったものがあるのかというのを教えていただきたいです。

○上原議長 事務局、どちらか。

○松崎研究員 よろしいでしょうか。水産海洋技術センターの松崎です。ご指摘ありがとうございます。

まず1点目のツボ抜き重量についてなんですけれども、こちらは一般的に水揚げされる形態になるんですけれども、ソデイカの頭部や内臓を摘出した外套部のみの状態の重量を指します。多くのソデイカ漁船が、外洋で頭部や内臓部分を投棄して、この外套部の状態で水揚げをしておりますので、今回のシミュレーションについてもこちらの重量を基に算出しているものになります。

2つ目の、7キロと3キロの違いなんですけれども、私のほうは単価の違いというところは認識をしているんですけれども、実際に単価の違いというものがどういったところから反映されているのかということについては、私のほうでも分かりかねております。すいません、お答えできなくて大変恐縮です。

○城間委員 分かりました。もう一度よろしいでしょうか。

理想としては7キロ以上を流通させたほうがいだろうということですね。ただ、今は一応ルールというか委員会指示とかがあるわけじゃないけれども、大体3キロ以上のものを市場では流通させていると。ただ、理想としては7キロですよというところということですかね、今理解としては。

○松崎研究員 水産海洋技術センターの松崎です。はい、おっしゃるとおりでございます。7キロで漁獲することによって単価も向上しますし、産卵親イカとして次世代に貢献することもできるということがございますので、小さいうちにはなるべく利用せずに、単価も上がる、次世代にも貢献させてから利用するということが望ましいというふうに考えております。

○城間委員 分かりました、ありがとうございます。

○事務局（秋田） すみません、関係してなんですが、自主規制に関して前回宿題を頂きましたので、最後の報告のところで、議案の最後に事務局からの報告をさせていただきます。

○上原議長 ほかございませんか。

○藤田委員 すみません、藤田です。

○上原議長 では、先に藤田委員どうぞ。

○藤田委員 2番のソデイカの生物学的特徴ということ、4番のツボ抜き重量漁獲個体数のところでちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、2番のところは月齢ということなので生まれてからの月が書いてあるんだと思うんですけど、4番のところは禁漁期を考えるために1年の1月、2月というふうに書いてあると思うんですが、標本船の調査みたいなのは、4番のところというのは、11月から6月までしかデータがないんですけど、7月から10月ぐらいまでのデータというのは何かあったりするんですか。標本船というのは、多分漁獲しているときのサンプルだと思うんですけど、それ以外この件ではほかの月に調査しているみたいなデータはあったりするんでしょうか。ちょっとそこをお聞きしたいんですけど。

○松崎研究員 ご指摘ありがとうございます。この禁漁期のデータについてなんですけれど、1990年代に沖縄県の水産試験場の調査船で操業していた実績があるんですけども、定量的に実施されたものではありませんので、この資源量指標値や具体的なボリュームという部分に対して、何か推定できるような情報ではないというふうに認識をしております。

近年におきましては、調査船などによる操業試験は行っておりません

ので、6月から11月の資源量指標値などについては得られていないという状況になっております。

○藤田委員　じゃ、そうすると、急成長する時期というのが沖縄だと11月、12月を含むところに入るのか、それか、繁殖期はちょっとしっかりと分かっていないのかもしれないですけど、ちょっとそのあたりの時期がもっと駄目な理由とか、そういう部分にちょっと関係すると思うので、そのあたりの情報があればお聞きしたいんですけど。

○松崎研究員　ありがとうございます。私も現在、12月から5月にかけて標本を購入して、今生物情報を収集している段階なんですけれども、12月から5月に得られた標本全てで成熟した個体というものが見つかっております。

ですので、恐らく一定のサイズに達したものについては、周年産卵をしているのではないかというふうに考えられておまして、そういった関係からも、大型個体から小型個体までが割とずっと産出されているのではないかというふうに考えております。

ただ、一方で漁期ごとにサイズ組成というものはばらついているんですけども、こちらがふ化したときの環境などによる生残率の変化などで起こっているのではないかなというふうに考えているんですけども、ちょっと詳細なデータについては現在まだ不足しているという状況です。

○藤田委員　分かりました。ぜひそのあたりがそろったほうが、より説得力あるのかなというふうに思うので、ちょっとよろしく願います。今後検討のほどよろしく願います。

○松崎研究員　ありがとうございます、検討いたします。

○藤田委員　以上です。

○上原議長　次、山内委員どうぞ。

○山内委員　33ページの6のシミュレーションですけども、まず禁漁をして資源管理を行えば、資源は増えるだろうということがあったときに想像されますけれども、漁業者も増えることを期待してこの禁漁については努力していると思います。

しかし、このグラフを見ると、12月、1月は増えているようにありますが、12月、1月、3月ですね、4月はまあまあ同じぐらいかな。ところが、2月とかそれから5月、これは増えていないというグラフになっておりますが、この原因は一体何が想像されますか。

○上原議長　願います。

○松崎研究員　ありがとうございます。月ごとのばらつきについてなんですけれども、このシミュレーションの方法というのが、様々な漁獲

強度を想定しながら、各月に対してその漁獲努力量、漁獲強度で実施したときに、これぐらいの量が獲れるというような手法を採用しているので、多い月もあれば少ない月もあるというところがランダムに漁獲強度を設定している関係で、少し変動しているという可能性もございます。

ただ、一方で増えている月もあるのに減っている月もあるという部分については、確かにおっしゃるように少し精査をする必要もあるのかなと思いますので、少し持ち帰って原因については確認をさせていただきたいと思います。

○山内委員 ありがとうございます。一つ考えられるのは、出漁できなかったのかなとか、そういうこともちょっと考えられますけれども、もう少し科学的に分析していただければ、資源管理をすることによって、資源は増えていっているんだよという説得力のある内容になっていけば、漁業者も積極的に資源管理に協力できるのかなと思いますので、そこら辺のデータなどをよろしく願いいたします。

○松崎研究員 ご指摘ありがとうございます。今後も情報を積み上げていきながら、精査してまいります。

○新立委員 いいですか。

○上原議長 新立委員どうぞ。

○新立委員 意見ではないんですけど、生体がツボ抜き状態で3キロある生体はどれぐらいのキロ数ですか。例えば頭も内蔵も付けて、それを漁師さんに聞いたことありますか。

○松崎研究員 ありがとうございます。具体的にまだお伺いしたことはなくて、ただ、実際このツボ抜きの重量から全体の体重を推定する計算式のようなものは今算出はしていて、そちらから推定するというようなことに、今とどまっている状況です。

○新立委員 結局は、シロイカとかアカイカとかと同じイカでもあっても、やはり内臓の量が違いますよね。だから、じゃ、も3キロだったら。

○上原議長 新立委員、マイクのスイッチを入れてください。

○新立委員 ごめんなさい。今聞こえますか。

○上原議長 はい、どうぞ。

○新立委員 すいません。生体のキロ数を今聞いていたんですね。例えばツボ抜きしたセイイカの3キロが、生体では何キロぐらいあるのかねということを、今ちょっと試験場の方に聞いていたところなんです。

○上原議長 はい、お願いします。

○松崎研究員 ご指摘ありがとうございます。現在、私ども標本を収集しているところなんですけれども、小型の個体も含めて全体の標本のほうを頂けるよう、今漁業者と調整を進めておりますので、もう少し情報が集まりましたら、そちらの情報についてもご提供できると思いますので、もうしばらくお時間いただければと存じます。

○新立委員 はい、分かりました。

○上原議長 ほかがございますか。

ないようですので、情報提供に関する質疑についてはこれで終わりますが、引き続き事務局のほうから説明ございますか。

○事務局（秋田） よろしくお祈いします。

議案書の34ページ、35ページをご覧ください。

こちらは、今期のソデイカ漁業に関するアンケートの最終案となっております。前回委員の皆さんからご指摘をいただいて、質問の順番を再度検討いたしました。それから、左上ご覧になられると、QRコードが付いていると思います。今お手元に携帯電話がある方、もしよろしかったらこれを読み込んでいただくと、グーグルフォームで回答ができるように、今回試してみました。

グーグルフォームのアンケート内容が、36ページから39ページに印刷してあります。このように、漁協のほうには紙ベースのアンケート用紙もお配りするんですけれども、今ですと皆さんほとんどスマホを持ってらっしゃる方が多いので、スマホからすぐに回答いただければ、紙をわざわざ回収することもなく、すぐご回答できるので、回答率の向上を狙ってこのような試みをしてみました。

もう一つ、アンケートの順番なんですけれども、今回Q1ということで、禁漁期間延長による資源量の変化に関して、資源量についての感覚とサイズについての感覚、それを伺った上でQ2. 漁期の考え方に関して、Q3. ソデイカの漁期に関してと伺っております。

それから、4で旗数の考え方に関して、そして最後に委員会指示の適用する期間について。前回たしか当真委員からお教えいただいたように、委員会指示の期間を2年というのも加えて、何年でこの指示を発動すべきかというところも参考情報として集められるようにいたしました。

このアンケートの案について、このような案で漁業者の皆さんにアンケートすることについて、ご審議いただければと思います。よろしくお祈いします。

○上原議長 中身を一通り少し、読み上げてもらえる。

○事務局（秋田） 分かりました。すみません、ではアンケートの中

身をもう一度読み上げさせていただきたいと思います。

Q1. 禁漁期間延長による資源量の変化に関して。

沖縄海区では、令和元年漁期から6月を、令和2年漁期からさらに11月を禁漁期間に設定し、資源保護に取り組んできています。これらの禁漁期間延長の効果について、あなたの感覚に最も近いものの番号に○を付けてください。近い回答がない場合は、自由意見欄にご記入くださいということで、それぞれ資源量についての感覚とサイズについての感覚を、①から③の最も近いものを一つ選択していただく形式になっております。

これで回答しにくい方は、④のその他の意見というところで自由に意見を書いていただくような形になっております。この選択項目については、これまで令和3年、4年のアンケートで同様な項目を伺っていますので、その回答を基に、回答数を多かつた意見をまとめております。

資源量については、増えている実感がある。変化について分からない。資源は減っている。

サイズについては、大型個体がよく獲れるようになった。サイズの変化については分からない。大型個体の獲れ具合は悪くなったというような回答です。

Q2の漁期の考え方に関して。

ソデイカの操業に関する望ましい漁期について、以下の中からあなたの考えに最も近いものの番号に○を付けてください。近い回答がない場合は、自由意見欄にご記入ください。

順に読み上げます。

現行の漁期で特に問題がない。漁期の短縮をした効果を検討するため、現状維持で様子を見るべき。③が現状漁期または漁期短縮は、経営的には厳しいが、資源を持続利用する上ではしかたない。④資源の合理的利用（小型イカや老成イカは獲らない）のために漁期を絞ったほうがよい。⑤奄美海区と漁期を合わせたほうがよい。⑥操業期間を延ばしてたくさん漁獲したい。⑦その他となっております。

そしてQ3. ソデイカの漁期に関して。

繰り返しになりますが、現在の漁期は12月から5月の6か月間となっております。望ましい漁期について、あなたの考えに最も近いものの番号をお答えくださいということで、現行の漁期か、②漁期を1か月早める。③漁期を1か月早め、終了を1か月早める。④漁期の開始を1か月早め、終了を1か月遅らせる。

こちらについては、その他の意見、例年あまりなかったのと、一部極

端な意見はあったんですが、おおむねこの4つの選択肢で選ぶことができるよということ、回答を絞っております。

Q4. 漁具（旗数）の考え方について。

現在のソデイカ旗流し漁業における旗数（亡失に対する予備も含む）のルールは、50海里以内で操業する場合、旗数30本以内、50海里以遠で操業する場合、旗数50本以内となっております。

旗数のルールについて、以下の中からあなたの考えに最も近いものの番号に○を付けてください。近い回答がない場合は、自由意見欄にご記入ください。

①現行の旗数で特に問題がない。②旗数の制限は経営的には厳しいが、資源を持続利用する上では仕方ない。③制限がなくなると、小型船には不利なので、現状を維持してほしい。④長期間操業すると旗をなくすことがあるので、予備を認めるか、制限数量を増やしてほしい。⑤イカの質が良い時期に集中的に漁獲したいので、漁期を短くして旗数制限を緩和してほしい。⑥今よりたくさん獲りたいので、旗数制限を緩和してほしい。⑦その他の意見となっております。

Q5が委員会指示の期間に関して。

近年のソデイカ漁業に関する操業ルールは1年単位で更新されていますが、更新するべき時期としてあなたの考えに最も近いものの番号に○を付けてください。

それがそれぞれ1年から3年ごととそれ以上、その他となっております。

アンケートの案については以上です。よろしく申し上げます。

○上原議長 ありがとうございます。ただいまアンケート案について説明がございました。この件について、含め、スケジュールも含めて特に何かご意見がありましたらお願いをいたしたいと思います。いかがでしょうか。

アンケートのとり方については、前回から少し委員会の中で協議をさせていただいておりますので、現在この取りまとめました事務局案で取りあえずアンケートをとった上で、また再度協議をさせていただきたいというふうに思いますが、提案のとおりご承認いただいでよろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原議長 はい、ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、第4号議案 令和5年度のアンケートの案については、スケジュールも併せて提案のとおり承認することといたします。

【第5号議案 スジアラ及びシロクラベラの漁獲体長制限に関する委員会指示違反について】

○上原議長 次に、第5号議案 スジアラ及びシロクラベラの漁獲体長制限に関する委員会指示違反について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） 事務局より説明いたします。

第5号議案、議案書の40ページをご覧ください。

スジアラ及びシロクラベラの保護培養に関する委員会指示違反について。

沖縄県漁業調整委員会指示5第1号の第3に定める制限体長に満たない対象魚種の所持及び販売の禁止に関して、令和5年7月4日に那覇市（泊いゆまち内店舗）にて違反が確認されました。

本件の違反者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、委員会から警告文書を発出する事務局案についてご審議をお願いいたします。

40ページの下に四角で囲った委員会指示の内容の骨子が示してあります。スジアラとシロクラベラそれぞれ40センチ未満と35センチ未満は獲ってはいけないということと、それから違反物の所持、販売も禁止されているという内容です。

委員会指示違反に対する処分方針なんですが、この違反物の所持に関しては、処分の種類は口頭による注意、文書による警告、知事への裏付け命令申請及び承認の取消しというのがありまして、サイズ違反に関しては、この処分方針によると重大な違反というのに該当します。

重大な違反に対する処分方針（初回）は、文書による警告となっておりますので、本件に関しては違反者に対し警告文書、41ページですね、こちらを発出するという案になっております。

41ページの警告文書案をご覧ください。

委員会指示違反に対する警告について（通知）。

当委員会は、漁業法第120条第1項に基づき、水産動植物の繁殖保護、漁業権等の適切な行使及び漁場の使用に関する紛争の防止等を目的として、関係者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）を発出し、水産資源の管理と漁業秩序の維持に努めてきたところです。

しかし、貴殿においては、下記のとおり委員会指示の違反が確認されましたので、今後、違反行為を行わないよう警告します。

違反者は一部伏せておりますが、那覇市の鮮魚店の代表取締役社長というふうになっております。

違反条項が、沖縄海区漁業調整委員会指示5第1号違反（第3所持及び販売の禁止違反）となっております。

違反事実。有限会社●●は、法令の除外事由がないのに、沖縄海区漁業調整委員会指示5第1号に定める体長制限に抵触するシロクラベラを所持した上で、販売を目的として商品棚に陳列したものであるとなっております。

続いて、42ページが違反者に対して行った漁業指導についてです。

本件違反が確認されたのが7月なんですけど、実は同じ方が今年の4月に一度違反物の販売がありまして、取締船はやての陸上取締りで注意を行っていたところであります。

読み上げます。42ページの経緯のところですね。

令和5年4月1日、シロクラベラ・スジアラの体長制限に係る委員会指示が改正され、同漁獲物に対する所持・販売も違反の対象となったが、改正後も●●海産で委員会指示に抵触するシロクラベラが頻繁に販売されているとの情報提供を受けたことから、取締担当職員等は令和5年4月21日、同店に対し立入り検査を実施した。

検査当日、同店では明らかに体長制限に抵触するシロクラベラが商品棚に陳列されていたことから、代表取締役社長である●●と面談し、委員会指示改正により体長制限に係るシロクラベラ・スジアラの所持販売も違反対象となったことについて認識があるか質したところ、同人は「このようなルールは初めて聞いた、知っていたなら違反物は取り扱っていない」旨申し述べたことから、取締担当職員から委員会指示改正の趣旨、目的、内容及び違反時の処分等について説明し、今後は違反漁獲物を取り扱わないよう指導を行い、同人も快諾したということで、4月から指示が改正されて、沖縄海区全海域で遊漁者も含め、採捕することに加えて、所持や販売も違反の対象となりました。

しかし、指示の改正が4月1日で、違反があったのが間もないこと、周知が十分とは言えないこともありましてので、違反の内容の是正のお願いとルールの周知を含めて、このような指導を行いました。

しかし、下のパラグラフの違反の再現認というところなんですけど、令和5年7月4日午前10時25分、沖縄鮮魚卸流通協同組合（泊いゆまち）の陸上取締りを実施、同年同月同日午前10時30分頃、有限会社●●海産の商品棚を見分したところ、体長制限違反の疑いがあるシロクラベラ2匹が陳列されていたことから、同品の検査を行った。その結果、それぞ

れが32cm、34cmで委員会指示5第1号に違反していることが判明した。

(2) 当該シロクラベラの入手経路について確認すると、遊漁者が持ち込んだものであるとの説明を受けた。

前回違反時にスジアラ・シロクラベラの体長制限に関する委員会指示改正については、取締り担当職員から十分に説明し、同人も理解しながら3か月も経たないうちの再犯等、法令順守の意識が極めて乏しいと認められることから、指導だけでは不十分と判断し、再度海区委員会への報告を行うことを説明した。

43ページ、資料の2として処分方針が示してあります。赤枠で囲ったところが重大な違反に対する初回、2回目、3回目以降の処分の内容になっており、初回は警告となっております。

続いて、44、45ページですが、それぞれの委員会指示の中での違反内容と、その違反の程度を表にしたものです。

45ページの3行目、スジアラ及びシロクラベラ資源の保護に関する委員会指示で、違反物の所持及び販売の禁止については、重大な違反というふうになっております。

以上のことから、41ページに戻って、案1に示しております警告文書を発することについて、お諮りしたいと思います。

事務局からは以上です。よろしくお願ひします。

○上原議長 ありがとうございます。第5号議案 スジアラ及びシロクラベラの保護培養に関する委員会指示違反に対する警告文書の発出に関する内容について、事務局から概要説明がございました。

本件について何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひをいたします。

○赤嶺委員 会長、いいですか。

○上原議長 赤嶺委員どうぞ。

○赤嶺委員 警告文を発出することに関しては賛成ですけども、処分内容ですね。漁業者には漁業権の喪失という罰則があるんですけども、販売業者さんに対する罰則というのは今まで聞いたことがないんですが、どういう罰則を県のほうで考えていますか、教えてください。

○事務局（秋田） 事務局よりお答えします。

議案書の43ページご覧ください。

委員会指示違反の罰則については、漁業法に基づいて2回目が警告、知事への裏付け命令申請ということで、知事からルールをちゃんと守りなさいという命令を発します。それでもそれに従わない場合は、初めてここで罰則について漁業法に基づいた罰則がありまして、罰金ですと、

ちょっとごめんなさい、今資料が手元にないんですが、最大で10万円の罰金が科せられることになります。

○赤嶺委員 販売業者に対しての罰金ですか。

○事務局（秋田） そうです。

○赤嶺委員 こういう指導が全然ないので。はい。

○上原議長 よろしいですか。罰金10万円の罰金が科されるということだと思います。

ほかございませんか。

○城間委員 よろしいでしょうか。

○上原議長 城間委員どうぞ。

○城間委員 ちょっと念のため確認ですが、今回この7月4日に確認した際には、遊漁者が持ち込んだものであるということが確認がとれているということなんですけど、そうすると、この遊漁者も違反に当たると思うんですが、この遊漁者の特定ですとか指導、警告というのはされるのでしょうか。

○事務局（秋田） 事務局よりお答えします。この流通経路に関して、立入り検査を行った際、取締り担当職員のほうからこの業者に対して伺っているんですが、持ち込んだ方の特定には至ってなくて、引き続き遊漁者に関しては周知を進めて、違反の事前防止に努めていくという方針であります。

○城間委員 分かりました、ありがとうございます。

○上原議長 ほかございませんか。

特にないようでございますので、今回の委員会指示違反に対する対象者に対しては、警告文を提案のとおり発出するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原議長 ご異議ございませんので、第5号議案については事務局提案のとおり警告文書の発送を行いたいというふうに思います。

議案は以上でございます。

【報告事項 小型ソデイカの自主規制について】

○上原議長 続いて報告事項に移ります。

報告事項のうち、小型ソデイカの出荷自主規制について事務局より報告をお願いします。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

議案書の47ページをご覧ください。

小型のソデイカに関する採捕の自主規制について。

前回の海区委員会の中で、委員の皆様から宿題で頂いた県内におけるソデイカの小型採捕の制限に関する自主規制に関して、情報を集めてみましたので、紹介いたします。

まず結論から申し上げますと、ソデイカの漁獲体長（重量）に関する公的な規制はなく、各漁協における自主的な管理措置となっているのが現状であります。

聞き取り状況なんですが、糸満漁協、与那原西原漁協、浦添宜野湾漁協、八重山漁協、それから知念漁協さんも担当の方にお話を伺うことができました。それぞれ紹介します。

まず、糸満漁協さんですが、県の規則の50cm未満禁止が、重量にすると3kgなので、みんなそれを守っているという漁協の方のお話だったんですけども、ただこれは調整規則や委員会指示でそのようなルールはなくて、これがどういう経緯でそういうふうに認識されたかというところはちょっとまだ調べ切れておりません。ただ、糸満の漁業者の皆さんは、小さなものが獲れた場合リリースしている。持ち帰っても業者が小さいものについては手間がかかるので買い取らないというふうにお答えいただきました。

それから、与那原西原漁協さんについても、暗黙の了解で3kg未満の水揚げは基本的にはしない。

浦添宜野湾漁協さんのほうは、漁業者のルールというより、業者が引き取りたがらない。歩留まりが悪くて加工の手間が増えるので、出回らないのではという回答でした。仕方がなく獲れてしまったものは自家消費していると思う。全県的にそうなっているのではないかという感想でした。

八重山漁協さんのほうは、ヒレ付き5kg未満は基本的に買取りしていない。組合で加工もやっているが、持ち込まれるのは100本に1本程度じゃないか。釣れても交際などで使っていると思われる。

知念漁協さんについては、自主規制については糸満のルールだと聞いている。当組合では制限を設けていないということでした。

それで、糸満の50cm未満の件なんですけれども、海区の過去の事務局の担当に聞いてみたところ、初めて漁期を設定した際に、11月頃にはイカが大体3kgぐらいになっているから、11月禁漁という話をしたときにその3kg未満は獲らないという、体長制限と誤解されて残っているのではないかという話でした。

いずれにしても、ちょっと糸満漁協さんの50cm未満の自主規制に関し

ては、県側のルールはちょっと該当するものがなくて、こういった経緯でこうなったかというのは、もう少し調べてみる必要があります。

それからもう一つ、過去の自主規制の例で、前回上原会長のほうからも少しお話がありました先島ルールですね。議案書の最後のページ、48ページご覧ください。

委員会に残っていましたが過去の議案書とか資料を掘り起こして見ると、先島ルールというのが平成6年から24年まで継続されておりました。参画漁協は八重山漁協、与那国漁協、平良市漁協、伊良部漁協、池間漁協で、平成6年に7月から12月を禁漁とする。それから旗数も18本以内とする。当時はまだ小型船が多かったようなので、土曜日の禁漁、それから延縄の禁止といったルールを設けて活動されておりました。

それが時代をいくに従って見直され、平成13年に禁漁期間が7月から11月となり、平成15年からは土曜の禁漁、これも船の大型化とか冷凍船の導入などによって、操業期間が長くなったことを反映して、土曜禁漁というのはなくなっておられます。

その後、委員会指示の中でも自主規制がある地域に関しては、それを遵守するというのが委員会指示の中でもうたわれていたんですけども、指示のほうをずっと見ていくと、平成24年までの指示ではそういった記載があったんですが、25年の更新でその部分が削除されておられます。

ですので、先島ルールというのは実質平成6年から24年まで実施されていたこのようなルールであるというふうに、事務局のほうでは調べました。

情報提供は以上になります。

○上原議長 今、報告事項、情報提供ということでありましたが、何かこの件について、何かご質問、ご意見等ございますか。

特にないようですので、報告事項はこれで終わります。

以上で本日予定していた議案、報告事項は全て終わりましたので、最後に附帯決議を取らせていただきたいと思います。

附帯決議。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任をすることによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ありがとうございます。附帯決議についても承認をいたします。

では、進行を事務局のほうに移します。ご苦労さまでした。

○事務局(井上) 上原会長、ありがとうございます。

事務局からですけれども、今回議案に挙がっていました南北大東島と多良間村についてなんです、委員会指示の中で毎年実績報告をするようにありますけれども、漏れが時々ありましたので、一度事務局のほうから是正の書類を発出させてもらいたいと思います。

また、議案について今回漁業権免許一斉切替えに関する答申が予定されていましたが、現在数件懸案事項があり、免許への要件に関する確認作業にちょっと時間を要しております、大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、イレギュラーな月2回の開催をする形になりますが、よろしく願いいたします。

次回、海区は8月24日木曜日14時からの予定です。会場は県庁9階ワーキングチーム室での開催を予定しています。いつもと異なる場所ですのでご注意ください。

また今後の開催については、コロナ感染症の感染が収まりつつありますが、引き続き対面での開催を基本としますが、様々な理由もございますので、ご都合に合わせてウェブ形式の活用をしていただければと思っております。

以上で第5回海区漁業調整委員会を閉じさせていただきたいと思えます。本日はありがとうございました。

○上原議長 皆さん、お疲れさまでした、ありがとうございました。

令和5年8月10日

議長

議事録署名人

議事録署名人